一般社団法人日本マイクロサージャリー学会 評議員 各位

新評議員推薦について

先生方におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

一般社団法人日本マイクロサージャリー学会、評議員選出細則第4条に基づき、次期新 評議員(2023年12月 定時会員総会終結時~)を選出いたします。

新評議員としてどなたかご推薦いただける場合は、下記事務局までメールにてご連絡ください。

事務局メールアドレス: micro@shunkosha.com

折り返し、応募書類をメール添付ファイルにて事務局よりお送りいたします。

※注意事項)「評議員選出細則」より

(定数)

- 第2条 評議員の数については、次のことを考慮する。
- (1) 評議員の総数は、正会員数の10%を越えない
- (2) 評議員は原則として同数の整形外科医と形成外科医から成る
- (3) 評議員の構成は、原則として特定の地域や施設に片寄らない

(資格)

- 第3条 評議員に立候補する資格を次に定める
- (1) 評議員が選出される日が属する事業年度の3月31日の時点で65歳未満であること
- (2) 医師免許取得後 10 年以上
- (3) 継続して5年以上本会の会員であること
- (4) 最近の5年間の学術活動において、次の2つの条件をいずれも満たすこと
- ・ 本学会誌に主著論文1編以上、もしくは共著論文3編以上があること
- ・ 本学会学術集会において、主演者として1回以上、もしくは共同演者として3回以上 の口演発表があること

書類提出期限は 2023 年 10 月 6 日 (金): 消印有効 とさせていただきます。

一般社団法人 日本マイクロサージャリー学会 理事長 櫻井 裕之 評議員選定委員会委員長 服部 泰典

「一般社団法人日本マイクロサージャリー学会」 評議員選出細則

平成 26 年 10 月 1 日 制定 令和 5 年 8 月 22 日 改定

(滴用)

第1条 一般社団法人日本マイクロサージャリー学会(以下「本学会」という)は、評議員の選出 に関する事項について、定款の第16条第1項から第4項に規定することの他にこの細則を 定める。

(定数)

- 第2条 評議員の数については、次のことを考慮する。
 - (1) 評議員の総数は、正会員数の10%を越えない
 - (2) 評議員は原則として同数の整形外科医と形成外科医から成る
 - (3) 評議員の構成は、原則として特定の地域や施設に片寄らない

(資格)

- 第3条 評議員に立候補する資格を次に定める
 - (1) 評議員が選出される日が属する事業年度の3月31日の時点で65歳未満であること
 - (2) 医師免許取得後 10 年以上
 - (3) 継続して5年以上本会の会員であること
 - (4) 最近の5年間の学術活動において、次の2つの条件をいずれも満たすこと
 - ・ 本学会誌に主著論文1編以上、もしくは共著論文3編以上があること
 - ・ 本学会学術集会において、主演者として1回以上、もしくは共同演者として3回以上 の口演発表があること

(新規評議員の選出)

- 第4条 評議員数に満たない場合には、理事長は当該議題を目的とする理事会の日の4箇月前(なお、それが困難な事情があるときは2箇月前)までに、評議員に対して新評議員募集を適当な方法で通知(告示)するものとする。
 - 2. 立候補しようとする正会員は、当該議題を目的とする理事会の日の2箇月前(なお、それが困難な事情があるときは1箇月前)までに、文書により評議員選定委員会に届出なければならない。
 - 3. 評議員選定委員会は、届出のあった正会員につき前条の資格審査を行い、新評議員候補者を 理事会に推薦する。
 - 4. 前々項に規定する文書の様式は事務局に置く。文書には次の要件が具備されていることを要する。
 - (1) 立候補の意思が明示されていること
 - (2) 評議員2名の推薦状
 - (3) 別に定める書式「経歴および業績」

(評議員再任手続き)

- 第5条 定款第16条に定める2年毎の評議員選任において継続して評議員資格を望むものは、当該 議題を目的とする理事会の日の2箇月前までに、文書により理事長に届け出なければならな い。
 - 2. 前条にかかわらず、2年連続して定時評議員会を欠席した者は、評議員としてとどまることは出来ない。
 - 3. 再任評議員は、第3条4号の資格要件を免除される。

(欠員)

第6条 評議員に欠員が生じ、理事長が評議員を補充する必要があると判断した場合は、定款第16 条にかかわらず、本細則第4条に基づき新評議員を選出することができる。 2. 補充された評議員の任期は、前任の評議員の残任期間とする。

附則

1. 本細則の変更は理事会において行い、評議員会(社員総会)で報告する。